

国家戦略道路占用事業

～コミュニティサイクルポートの設置によるまちなかの賑わい創出～

世界遺産「姫路城」周辺において、道路法の特例（道路占用許可基準の緩和※）の活用により、道路空間を利用して**コミュニティサイクルポートを設置**し、外国人観光客等の**交通利便性の向上**を図り、**まちなかの賑わいを創出**

※余地要件（道路敷以外に場所がないこと）の適用を除外

- 実施主体 姫路市
- 箇所数 16か所(うち特例活用8か所)
- 自転車数 130台
- 運営開始 平成28年7月1日 ※一部、H29年から



凡例

- … 市等管理地内のポート
- … 特区活用によるポート